

第2期 雲仙市教育大綱

<令和7年度～令和11年度>



令和7年3月

雲仙市

1 大綱の趣旨

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し策定するものです。

本大綱は、第2次雲仙市総合計画の基本方針に掲げる「将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」に向け

- (1) 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人財づくり
 - (2) 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる地域づくり
 - (3) 人生100年時代に即した生涯にわたって学び活躍できる環境づくり
- を目指し、第1期に引き続き「心」の根底に息づく「やさしさ」をキーワードに、新たな時代の流れを取り入れた本市の教育に関する総合的な施策の方針を定めました。

2 大綱の期間

大綱の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。

3 改定のポイント

令和5年度に国の第4期教育振興基本計画が策定され、身体的・精神的・社会的に良い状態を表す「ウェルビーイング」という概念が新たに盛り込まれました。本市においても、心身ともに満たされた幸福感と新しい時代の流れを教育大綱へ取り入れるため見直しを行いました。

ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

4 大綱

大綱を次の4項目とし、その実現に向けた取組を推進します。

(1) 子どもたちの多様な個性を尊重し、学びと成長を豊かにする教育

- ① 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、子どもたちの幸福感の向上のため、これを支える教職員の資質の向上に努めます。
- ② 多様な子どもに応じた学びと、他者と学び合う協働的な学びの充実を図り、誰一人取り残さず、可能性を引き出す、学ぶ機会の保障に努めます。
- ③ 安全安心な学校施設の整備とともに、時代に即した情報教育環境の充実と情報活用能力の向上に努めます。
- ④ 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人ひとりの豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。

(2) 生涯にわたって学び活躍できる環境づくり

- ① 人生100年時代を見据えた生涯学習環境の整備に向け、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。
- ② 地域を主体的に支える人財づくりを目指し、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。
- ③ 社会教育施設の適切な維持管理を行い、地域コミュニティの拠点として生涯を通じた市民の学びの場としての充実を図ります。

(3) 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくり

- ① 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。
- ② 文化財を活用し、交流人口や関係人口の拡大を目指します。
- ③ 市民の豊かな心を育むことを目指し、優れた芸術・文化にふれる機会の充実に努めます。

(4) 運動やスポーツに親しむことができる環境づくり

- ① 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図ります。
- ② スポーツの推進と競技力向上を図るため、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。
- ③ スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適切な管理運営と民間活力を活かした施設の運営を図ります。